平成２９年（フ）第８７号
静岡県富士市松岡1102番地
債務者　坪井　正一
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６３号
三重県四日市市安島２丁目４番41号　エスパシオ安島２Ａ
債務者　松岡茂美こと　殷　　茂美(旧姓大辻)
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
三重県四日市市坂部が丘３丁目１番地12　８棟―582号
債務者　伊藤　孝則（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
兵庫県姫路市余部区上余部25番地１
債務者　橋本　鉄平
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市岡田350番地１　ジヴェルニー岡田401号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目６番地　レジデンス英賀保203号室
債務者　小西　まゆ
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目２番70号
債務者　小山　頌子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３８号
鳥取県米子市三本松１丁目３番22号
債務者　谷口　育美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２６１号
広島市安佐北区深川６丁目45番23―201号　パラッシオ高陽Ｂ棟
債務者　吉村麻紀美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７９号
広島県東広島市西条上市町７番８―207号　第11正田ビル
債務者　研岡　公則
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９３号
広島県東広島市八本松飯田７丁目19番７号
債務者　星野　進矢
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９４号
広島県東広島市八本松飯田７丁目19番７号
債務者　星野　亜紀
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０４号
広島市西区天満町18番21―803号
債務者　橋口　朋子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１７号
広島市西区南観音２丁目２番41―410号
債務者　中園　貴博
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３２号
福岡市東区和白５丁目20番16号
債務者　財前　康秀
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９２号
福岡県福津市中央６丁目20番13―505号
債務者　内田　航太
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９号
佐賀市大和町大字尼寺2669番地１
債務者　北島恵利子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
沖縄県糸満市字照屋758番地の３　さくらスマイル102号
債務者　下地　晃平
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部